○農林水産省告示第千三百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　岩手県岩手郡葛巻町葛巻第五八地割字星野一〇一、一〇二の一、一〇八、一〇九、二〇一の一、二〇二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字星野一〇二の一・一〇九・二〇一の一・二〇二の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び葛巻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡上北山村大字西原六二四の一、六二四の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県庁及び上北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡上北山村大字西原一一〇八・一一三六・一一四二・一一四八の一・一一四九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一一三二の一二、一一三七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県庁及び上北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年六月十三日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡下北山村大字佐田一〇七五の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び下北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成三十年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

白岩谷

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県伊那市長谷黒河内字オソバ沢二六一九番四六六地内四等三角点大久保を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を平成二年建設省告示第九百八十号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三五四度一〇分二六秒　一五三五・三七〇メートルの地点　一号

標柱一号から一八度三三分二六秒　一〇三・四三八メートルの地点　二号

標柱二号から二九度二一分五三秒　八六・三〇八メートルの地点　三号

標柱三号から一一四度三九分三四秒　一五六・四五七メートルの地点　四号

標柱四号から一六八度〇一分五一秒　一八六・四八四メートルの地点　五号

標柱五号から九〇度〇七分五八秒　一五〇・九一三メートルの地点　六号

標柱六号から一七八度二三分三一秒　四七・三二〇メートルの地点　七号

標柱七号から二六七度三七分五九秒　一七二・九三九メートルの地点　八号

標柱八号から二八四度三五分二七秒　一八三・六三八メートルの地点　九号

○国土交通省告示第七百四十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成三十年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

コスマ沢

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県飯田市上村九一一番地内四等三角点大野を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号を順次結んだ線、標柱一号と八号を昭和五十二年建設省告示第千四十号で指定した同号二及び昭和五十二年建設省告示第千四十一号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から四五度一五分〇七秒　一六〇九・七二六メートルの地点　一号

標柱一号から二六七度三五分五一秒　二一・一〇〇メートルの地点　二号

標柱二号から三四三度三〇分一三秒　一二八・九二一メートルの地点　三号

標柱三号から二七度四四分一八秒　一〇三・八二五メートルの地点　四号

標柱四号から三五八度三四分一七秒　三一・六七九メートルの地点　五号

標柱五号から七九度三七分二三秒　七三・二六六メートルの地点　六号

標柱六号から八九度四一分五〇秒　六三・〇四七メートルの地点　七号

標柱七号から一〇二度四八分二七秒　七〇・〇二七メートルの地点　八号

○国土交通省告示第七百四十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年六月十三日

国土交通大臣　石井　啓一